１ 幼保特例制度の概要

幼保特例制度とは、保育士の実務経験を生かして幼稚園教諭の教員免許状を取得する方法です。この制度を利用するためには、以下の要件を全て満たす必要があります。

○ 基礎資格を得ていること	･･･詳細は（１）をご参照ください。
○ 必要な実務経験を得ていること	･･･詳細は（2）をご参照ください。
○ 必要単位を修得していること	･･･詳細は（3）をご参照ください。
○ 人物の検定に合格すること	･･･「人物に関する証明書」により審査します。
○ 身体の検定に合格すること	･･･「身体に関する証明書」により審査します。

（１）基礎資格

一種免許状：学士の学位を有し、保育士資格を有していること

二種免許状：保育士資格を有していること

※二種免許状を取得する場合、学位の要件はありませんが、高卒以上の学歴が必要です。

（2）必要な実務経験

基礎資格を取得後、保育士等として実務経験 3 年以上かつ勤務期間の合計が 4,320 時間以上あることが必要です。

【対象となる実務】 以下のいずれか

① 幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む）において、専ら幼児の保育に従事する職員（※１）

② 幼保連携型認定こども園において園児の教育及び保育に従事する職員（※2）

③ 次の施設の保育士

A 認可保育所

B 幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園

C 地域型保育事業として認可された小規模保育事業（A 型及び B 型に限る。）

D 地域型保育事業として認可された事業所内保育事業（利用定員が6人以上であるものに限る。）

E 公立の認可外保育施設（へき地保育所を含む。）（※3）

F 幼稚園併設型認可外保育施設（※3）

G 認可外保育施設指導監督基準を満たす認可外保育施設（※3）

※１ 「専ら幼児の保育に従事する職員」とは、預かり保育を担当する職員や学級担任の補助職員等を指します。

※2 「園児の教育及び保育に従事する職員」とは、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師（保育教諭に準ずる職務に従事する者に限る。）としての勤務経験を指します。

※3 専ら一時的に預かり又は宿泊させ必要な保護を行う施設を除きます。

(3) 必要単位

最低修得単位数を満たす必要があります。

なお、(2) の実務経験に加えて、幼保連携型認定こども園での保育教諭等としての実務経験が 2 年以上かつ 2,880 時間以上ある方は、必要単位数を軽減することが可能です（軽減措置）。

【最低修得単位数】

	軽減措置なし	軽減措置あり
保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	2 ※1	1 ※1
教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		
教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	2	2
教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）※2	2	2
教育課程の意義及び編成の方法に関する科目（カリキュラム・マネジメントを含む。）	1	1
幼児理解の理論及び方法	1	―
合　　計	8	6

※1 「保育内容の指導法」と「教育の方法及び技術」の両方を含む必要があります。

※2 「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」の修得にあたっては、日本国憲法の内容（とりわけ第 26 条（教育を受ける権利）が取り扱われるよう留意。取り扱われていない場合は、上記のほかに日本国憲法の内容の修得が必要です。）

2 申請方法

□ 申請書類等について

(1) 教育職員検定願（別記様式第2号の2）

(2) 実務に関する証明書（別記様式第4号の3）

※ 在職した施設の所属長及び設置者の証明が必要となります。また、在職した施設が複数にまたがる場合は、それぞれの施設の証明書が必要となります。

(3) 人物に関する証明書（別記様式第3号）

(4) 身体に関する証明書（別記様式第4号）

(5) 卒業証明書（原本）

※卒業証書の写し（所属長の原本証明付き）の提出でも可。

※大学または高等学校の卒業証明書等。専門学校の卒業証明書等ではありません。

(6) 学力に関する証明書

(7) 保育士証の写し（所属長の原本証明付き）

(8) 過去に教員免許状を取得したことがある方は、有する教員免許状のすべての写し（所属長の原本証明付き）

(9) 申請手数料 ： 5,000円分の宮崎県収入証紙

(10) 上記書類等に旧姓、旧本籍地記載のものがあれば戸籍に関する書類

(11) 免許状を郵送での受け取りを希望する場合は、返信用封筒

（角型2号の封筒に390円分の切手を貼ったもの。簡易書留を希望する場合は530円分の切手を貼ったもの。）

(1)～(4)の様式は、5ページ以降にあります。(5)は卒業した学校、(6)は特例制度の単位を修得した大学等で取得してください。

※ 原本証明とは･･･

原本の写しを提出する際、その写しの内容が「原本と相違ない」ことを所属長等の第3者が写しに添え書きの上、公印を押印（私印は不可）し、証明することをいいます。

【原本証明の記載例】

この写しは原本と相違ないことを証明します。

〇年〇月〇日 △△校長 日向 次郎 印

□ 申請窓口

〒880−8502

宮崎市橘通東1丁目9番10号 教職員課 管理担当

※ 郵送での申請も受け付けています。

３ よくある質問

基礎資格

Ｑ 一種免許状の申請には学士の学位が必要ですが、二種免許状の申請には学位は必要ありますか。

Ａ 高等学校卒業以上の学歴があれば、学位は必要ありません。

実務経験

Ｑ 幼保特例制度が開始される前の実務経験も含められますか。

Ａ はい。基礎資格取得後の実務経験であれば、含めることができます。

Ｑ 保育士証を取得する前に保育所で補助職員として勤務していました。その期間も実務経験として含めることはできますか。

Ａ できません。

Ｑ パートの保育士として勤務した場合でも、実務経験に含めることは可能ですか。

Ａ 可能です。

Ｑ 軽減措置分の幼保連携型認定こども園における実務経験は、通常分の実務経験を得た後でなければ、算定することはできないのですか。

Ａ 基礎資格の取得後であれば、通常分と軽減措置分のどちらが先でもかまいません。

Ｑ 実務に関する証明書の「実務証明責任者」とは誰を指しますか。

Ａ 公立の場合は所管する市町村の教育委員会、私立の場合は施設の設置者（学校法人の理事長、その他法人にあってはその法人を代表する権限を有する者等）です。

Ｑ 勤務していた保育所が廃園となってしまい、現在は存在しないため、実務に関する証明書を作成できる方がいません。この場合は、実務経験は自己申告でもよいでしょうか。

Ａ 自己申告で申請いただくことはできません。勤務先が廃園となった場合でも当該施設の設置者が存在している場合は、当該施設の設置者に証明をしてもらってください。施設の設置者が存在していない場合であっても、統合等によって必要書類等が引き継がれており、引き継いだ団体が証明できる場合は引き継いだ団体による証明も可能とします。

単位修得

Ｑ 現在実務経験を積んでいるところですが、実務経験を得た後に修得した単位でないと認められないのでしょうか。

Ａ 実務経験を得ながら単位を修得することが可能です。

様式第２号の２（第 30 条、第 33 条関係）

教育職員検定願

申請免許状	教諭（専修・１種・２種・臨時・特別）免許状			教科・領域	
ふりがな		電話番号	本人・日中連絡先		
氏名			所属（　　）		
現住所					
生年月日	（和暦）　　年　　月　　日		本籍地	（都道府県）	

私は、関係書類を添付のうえ、上記免許状の教育職員検定による授与を申請します。なお、教育職員免許法第５条第１項第３号から第６号までの規定に該当しないこと及びこの出願について虚偽のないことを誓います。

（教育職員免許法第５条第１項第３号から第６号までの規定）

３号　拘禁刑以上の刑に処せられた者

４号　第 10 条第１項第２号又は第３号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から３年を経過しない者

５号　第 11 条第１項から第３項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から３年を経過しない者

６号　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

年　　月　　日

氏名　　（自署）

宮崎県教育委員会　殿

県収入証紙貼付欄	受付日付
（普通免許状又は特別免許状の場合 5,000 円） （臨時免許状の場合 3,400 円）	

※以下、宮崎県教育委員会記入欄

根拠規定	免許法第（　　）条第（　　）項別表第（　　）				審査	
普通免許	添付書類	学力に関する証明書		戸籍抄本		
		実務成績証明書		基礎資格		
		人物に関する証明書		修得単位	教科・養護・栄養及び教職	
		身体に関する証明書			特支	
		教員免許状の写し		所要資格取得年度		年度
臨時免許	添付書類	臨時免許状授与内申書		講師	卒業、修了又は資格に関する証明書	
		人物に関する証明書			成績証明書	
		身体に関する証明書		更新する臨免原本		
		教員免許状の写し		戸籍抄本		
		教諭	教科教育成績証明書			
特別免許	添付書類	人物に関する証明書		推薦書		
		身体に関する証明書		卒業、修了又は資格に関する証明書		
		実地に関する経験又は技術の証明書		戸籍抄本		

様式第３号（第 30 条、第 33 条関係）

人物に関する証明書

氏名		職名		生年月日	年　　月　　日

観察事項（以下の該当欄に○印を付すこと。）

1	責任感	ややもすれば責任を回避しがちである		責任は果たすが不十分である		責任を果たす		責任を十分に果たす		責任を積極的にしかも完全に果たす	
2	協調性	協力して仕事をすることが少ない		協力して仕事をするが範囲が狭い		協力して仕事をする		多くの人と協力して仕事をする		全ての人と積極的に協力して仕事をする	
3	計画性	計画性が少なく着眼性もあまり良くない		着眼点は良いが計画性がやや少ない		計画性がある		計画性があり着眼も良好である		優れた計画性があり着眼も良く計画は周到である	
4	信頼度	誠実さに欠けるところがあり信頼が薄い		一応信頼されるがいくらか誠実さに欠けるところがある		誠実で信頼される		誠実で人々からの信頼が厚い		誠実で多くの人々から全面的に信頼される	
5	判断力	ややもすれば判断に的確を欠くことがある		おおむね中正な判断をするが適当とは言えない		中正な判断をする		中正で的確な判断をする		あらゆる場合に中正で的確な判断をする	
6	言動	言動に慎重を欠きがちである		言動に慎重であるがやや明快さや節度に欠けるところがある		言動と動作とも普通である		言動は明快で動作に節度がある		言動は非常に明快で動作に節度があり品位も失わない	

教員としての適格性	有　・　無 ※どちらかに○をつけ、その理由を記入すること

上記のとおり副申する。

年　　月　　日

所属長職氏名　　印

上記のとおり証明する。

年　　月　　日

証明責任者　　印

（備考）１　所属長の証明は、現職でない者は出身学校又は勤務場所の責任者によるものとする。
２　証明責任者とは、国立学校又は公立学校の教員については所轄庁、私立学校の教員については当該学校を設置する学校法人等の理事長をいう。

様式第４号（第 30 条、第 33 条関係）

身体に関する証明書

氏名	
生年月日	年　　月　　日生
視力	右　　（矯正）右 左　　左
聴力	右 左
疾病異常 等の所見	

上記のとおり診断する。

年　　月　　日

医療機関　所在地

名　称

医師氏名　　㊞

様式第４号の３（第 31 条の２関係）

実務に関する証明書

勤務先		氏名		生年月日	年　　月　　日

勤務状況

勤務成績	優良　・　不可 ※どちらかに〇をつけ、評価の基礎となる具体的内容を記入すること

	在職期間	職名	年月数	実労働時間
①在職期間	年　　月　　日から 年　　月　　日まで		年　　月　　日	時間
	年　　月　　日から 年　　月　　日まで		年　　月　　日	時間
	年　　月　　日から 年　　月　　日まで		年　　月　　日	時間
	年　　月　　日から 年　　月　　日まで		年　　月　　日	時間

②実際に勤務しなかった期間及び事由（休職・産休・育休等）	事由	年月数	
		年　　月　　日	
		年　　月　　日	
		年　　月　　日	
		年　　月　　日	
（①の期間）―（②の期間）		年　　月　　日	時間

上記のとおり勤務したことを証明する。

年　　月　　日

施設名
所在地
所属長　　印

年　　月　　日

実務証明責任者　　印

（備考）１　勤務成績の欄には、勤務の状況、教育力、社会性その他について記入すること。
２　現所属で証明する場合、「期間」の終期は証明日と同日とすること。
３　複数の施設における在職期間を証明する場合は、それぞれの施設ごとに作成すること。
４　実務証明責任者とは、国立又は公立の施設については所轄庁、私立の施設については当該学校を設置する学校法人等の理事長をいう。

様式第２号の２（第 30 条、第 33 条関係）

記入例

教育職員検定願

申請免許状	**幼稚園** 教諭（専修・１種・[２種]・臨時・特別）免許状		教科・領域	記入不要
ふりがな	みやざき　たろう	電話番号	本人・日中連絡先	050−1111−2222
氏名	**宮崎　太郎**		所属（〇〇保育園）	0985−26−7240
現住所	**宮崎市橘通東1丁目9番10号**		所属先がない場合は記入不要	
生年月日	（和暦）　平成〇　年　〇　月　〇　日	本籍地	**宮崎**　（都道府県）	

私は、教育職員免許法第５条第１項第３号から第６号までの規定に該当しないこと及びこの出願について虚偽のないことを宣誓します。関係書類を添付の上、上記免許状の授与をお願いいたします。

３号　拘禁刑以上の刑に処せられた者

４号　第 10 条第１項第２号又は第３号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から３年を経過しない者

５号　第 11 条第１項から第３項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から３年を経過しない者

６号　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

Wordでの入力は不可

〇〇　年　〇　月　〇　日

申請書を記入した日付

氏名　**宮崎　太郎**　（自署）

宮崎県教育委員会　殿

県収入証紙貼付欄	受付日付
「宮崎県収入証紙」を貼付ける （普通免許状又は特別免許状の場合 5,000 円） （臨時免許状の場合 3,400 円）	

点線内は記入不要

※以下、宮崎県教育委員会記入欄

根拠規定	免許法第（　　）条第（　　）項別表第（　　）			審査	
普通免許	添付書類	学力に関する証明書		戸籍抄本	
		実務成績証明書		基礎資格	
		人物に関する証明書		修得単位	教科・養護・栄養及び教職
		身体に関する証明書			特支
		教員免許状の写し		所要資格取得年度	年度
臨時免許	添付書類	臨時免許状授与内申書		講師	卒業、修了又は資格に関する証明書
		人物に関する証明書			成績証明書
		身体に関する証明書		更新する臨免原本	
		教員免許状の写し		戸籍抄本	
		教諭　教科教育成績証明書			
特別免許	添付書類	人物に関する証明書		推薦書	
		身体に関する証明書		卒業、修了又は資格に関する証明書	
		実地に関する経験又は技術の証明書		戸籍抄本	

様式第３号（第 30 条、第 33 条関係）

記入例

人物に関する証明書

氏名	宮崎　太郎	職名	保育士	生年月日	○○年　○月　○日

観察事項（以下の該当欄に○印を付すこと。）

1	責任感	ややもすれば責任を回避しがちである		責任は果たすが不十分である		責任を果たす		責任を十分に果たす	○	責任を積極的にしかも完全に果たす	
2	協調性	協力して仕事をすることが少ない		協力して仕事をするが範囲が狭い		協力して仕事をする		多くの人と協力して仕事をする		全ての人と積極的に協力して仕事をする	○
3	計画性	計画性が少なく着眼性もあまり良くない		着眼点は良いが計画性がやや少ない		計画性がある		計画性があり着眼も良好である		優れた計画性があり着眼も良く計画は周到である	○
4	信頼度	誠実さに欠けるところがあり信頼が薄い		一応信頼されるがいくらか誠実さに欠けるところがある		誠実で信頼される		誠実で人々からの信頼が厚い	○	誠実で多くの人々から全面的に信頼される	
5	判断力	ややもすれば判断に的確を欠くことがある		おおむね中正な判断をするが適当とは言えない		中正な判断をする		中正で的確な判断をする		あらゆる場合に中正で的確な判断をする	○
6	言動	言動に慎重を欠きがちである		言動に慎重であるがやや明快さや節度に欠けるところがある		言動と動作とも普通である		言動は明快で動作に節度がある		言動は非常に明快で動作に節度があり品位も失わない	○

教員としての適格性	有（○）・　無 ※どちらかに○をつけ、その理由を記入すること **○○○であり、教育職員として適格である。**

上記のとおり副申する。

○○年　○月　○日

所属長職氏名　**○○認定こども園**
園長　日向　次郎　印

上記のとおり証明する。

○○年　○月　○日

実務証明責任者　**○○認定こども園**
理事長　日向　花子　印

（備考）１　所属長の証明は、現職でない者は出身学校又は勤務場所の責任者によるものとする。
２　証明責任者とは、国立学校又は公立学校の教員については所轄庁、私立学校の教員については当該学校を設置する学校法人等の理事長をいう。

様式第４号（第 30 条、第 33 条関係）

身体に関する証明書

医療機関で記入

氏名	
生年月日	年　　月　　日生
視力	右　　（矯正）右 左　　左
聴力	右 左
疾病異常 等の所見	

上記のとおり診断する。

年　　月　　日

医療機関　所在地

名　称

医師氏名　　㊞

この証明書に代えて、概ね１年以内の定期健康診断書の写し（所属長の原本証明付き）の提出も認める。

【原本証明の記載例】

この写しは原本と相違ないことを証明します。

〇年〇月〇日　△△校長　日向　次郎　印

様式第４号の３（第 31 条の２関係）

記入例

実務に関する証明書

勤務先	○○認定こども園	氏名	宮崎　太郎	生年月日	○○年　○月　○日

勤務状況

勤務成績	優良（○）・　不可 ※どちらかに○をつけ、評価の基礎となる具体的内容を記入すること **当園で3年以上にわたる勤務経験があり、勤務態度も真面目で良好である。**

	勤務した期間	職名	年月数	実労働時間
①在勤期間	○年　○月　○日から ○年　○月　○日まで	保育士	3年　月　日	4200時間
	○年　○月　○日から ○年　○月　○日まで	保育士	2年　月　日	2660時間
	年　月　日から 年　月　日まで			時間
	年　月　日から 年　月　日まで			時間

【単位の軽減措置を適用する場合の注意点】
在勤期間に幼保連携型認定こども園の認可前の勤務が含まれる場合は、認可前と認可後で行を分けて記入

②実際に勤務しなかった期間及び事由（休職・産休・育休等）	事由	年月数	
	育児休業	年　6月　日	
		年　月　日	
		年　月　日	
		年　月　日	
（①の期間）―（②の期間）		4年　6月　日	6860時間

上記のとおり勤務したことを証明する。

○○年　○月　○日

証明日は在勤期間以降の日付を記載

施設名　**○○認定こども園**　印
所属長　**園長　日向　次郎**　印

○○年　○月　○日

実務証明責任者　**○○認定こども園**
理事長　日向　花子　印　印

（備考）１　勤務成績の欄には、勤務の状況、教育力、社会性その他について記入すること。
２　現所属で証明する場合、「期間」の終期は証明日と同日とすること。
３　複数の施設における在職期間を証明する場合は、それぞれの施設ごとに作成すること。
４　実務証明責任者とは、国立又は公立の施設については所轄庁、私立の施設については当該学校を設置する学校法人等の理事長をいう。